

## 住宅用家屋証明（申請）書

- 租税特別措置法施行令
- (イ) 第41条
    - 特定認定長期優良住宅以外
      - (a) 新築されたもの
      - (b) 建築後使用されたことのないもの
    - 特定認定長期優良住宅
      - (c) 新築されたもの
      - (d) 建築後使用されたことのないもの
  - (ロ) 第42条第1項（建築後使用されたことのあるもの）

の規定に基づき、下記の家屋がこの規定に該当するものであることを証明願います。

平成 年 月 日

河南町長 あて

申請者（代理人の場合は、代理人の住所、氏名）

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

電話 \_\_\_\_\_

所有者の住所	
所有者の氏名	
家屋の所在地	南河内郡河南町
家屋番号	
建築年月日 （新築の場合に記入）	平成 年 月 日
取得年月日	平成 年 月 日
取得の原因 （移転登記の場合に記入）	(1) 売買                      (2) 競落
所有者の居住	(1) 入居済                      (2) 入居予定
床面積	
構造	
区分建物の耐火性能	(1) 耐火又は準耐火              (2) 低層集合住宅

上記のとおり相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

河南町長 武田勝玄

# 居 住 申 立 書

平成 年 月 日

河 南 町 長 あて

所有者 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_

このたび、私が建築（又は取得）しました下記の家屋は、現在のところ未入居の状態にありますが、自己の住宅の用に供するものに相違ありません。

## 記

### 1．建築（取得）家屋

所在地 \_\_\_\_\_  
家屋番号 \_\_\_\_\_

### 2．入居予定年月日

平成 年 月 日

### 3．現在居住の家屋の処分方法別による添付書類等

売却する【売買契約書、媒介契約書等の写し】

賃貸する【賃貸契約書、媒介契約書等の写し】

現在の家屋が借家、社宅等である【賃貸借契約書、使用許可証、家主の証明書等】

親族等が居住する【親族等の申立書、同居が確認できる書類（世帯全員の住民票等）】

その他（ \_\_\_\_\_ ）【理由が証明できる書類】

証明書の交付後、この居住申立書に虚偽があることが判明した場合には、証明を取り消され、所管の登記所（法務局）に通知されても異議ありません。

## 住宅用家屋証明（申請）書の必要書類

<p>施行令第41条</p> <p>新築住宅</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 建築確認通知書または検査済証</li> <li>2. 登記事項証明書 (オンライン申請の時は、登記申請書と登記完了証)</li> <li>3. 住民票 未入居の場合は、 現在の住民票 居住申立書 現住居の賃貸借契約書(写)または、売買契約書等(写)</li> <li>4. 特定認定長期優良住宅の場合は、建築士、指定確認検査機関または登録住宅性能評価機関が発行する、認定を受けて新築された住宅であることを証する書類</li> </ol>				
<p>施行令第41条</p> <p>建築後未使用の住宅</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 建築確認通知書または検査済証</li> <li>2. 登記事項証明書 (オンライン申請の時は、登記申請書と登記完了証)</li> <li>3. 住民票 未入居の場合は、 現在の住民票 居住申立書 現住居の賃貸借契約書(写)または、売買契約書等(写)</li> <li>4. 売買契約書または売渡証書等</li> <li>5. 家屋未使用証明書(表示登記の申請者が発行)</li> <li>6. 特定認定長期優良住宅の場合は、建築士、指定確認検査機関または登録住宅性能評価機関が発行する、認定を受けて新築された住宅であることを証する書類</li> </ol>				
<p>施行令第42条</p> <p>建築後使用されたことのある住宅</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 登記事項証明書 前所有者のわかるもの</li> <li>2. 住民票 未入居の場合は、 現在の住民票 居住申立書 現住居の賃貸借契約書(写)または、売買契約書等(写)</li> <li>3. 売買契約書または売渡証書等</li> </ol> <p>軽減の対象となる構造</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="padding-right: 20px;">耐火建築物(鉄骨造等)</td> <td>建築後25年以内</td> </tr> <tr> <td style="padding-right: 20px;">上記以外(軽量鉄骨、木造造等)</td> <td>建築後20年以内</td> </tr> </table> <p>ただし、上記年限を超えるものであっても、地震に対する安全上必要な構造方法に関する技術的基準に適合すると認められる場合は、登録免許税の税率軽減措置の対象となります。</p>	耐火建築物(鉄骨造等)	建築後25年以内	上記以外(軽量鉄骨、木造造等)	建築後20年以内
耐火建築物(鉄骨造等)	建築後25年以内				
上記以外(軽量鉄骨、木造造等)	建築後20年以内				

審査手数料 1,300円